

道指定支笏紋別岳鳥獣保護区  
特別保護地区  
指定計画書（道案）

令和 4 年(2022年) 7 月 8 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

道指定支笏紋別岳鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署5419林班ろ、イからハマまでの各小班、5453林班い1、ろ、イからハマまでの各小班、5454林班い4、ロ小班的区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和4年(2022年)10月1日から令和24年(2042年)9月30日まで(20年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、支笏湖小学校から北東約1km、支笏紋別岳鳥獣保護区の西部に位置しており、紋別岳を中心とした山林であり、紋別岳を頂点として北から南東に走る分水嶺から北東の斜面地である。トドマツ、ミズナラ等の針広混交林が生育し、全域が国有林に含まれている。

ユキウサギ、エゾリス等、多様な鳥獣が生息しているほか、国の天然記念物であるクマゲラが生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生育環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 49ha

### 内訳

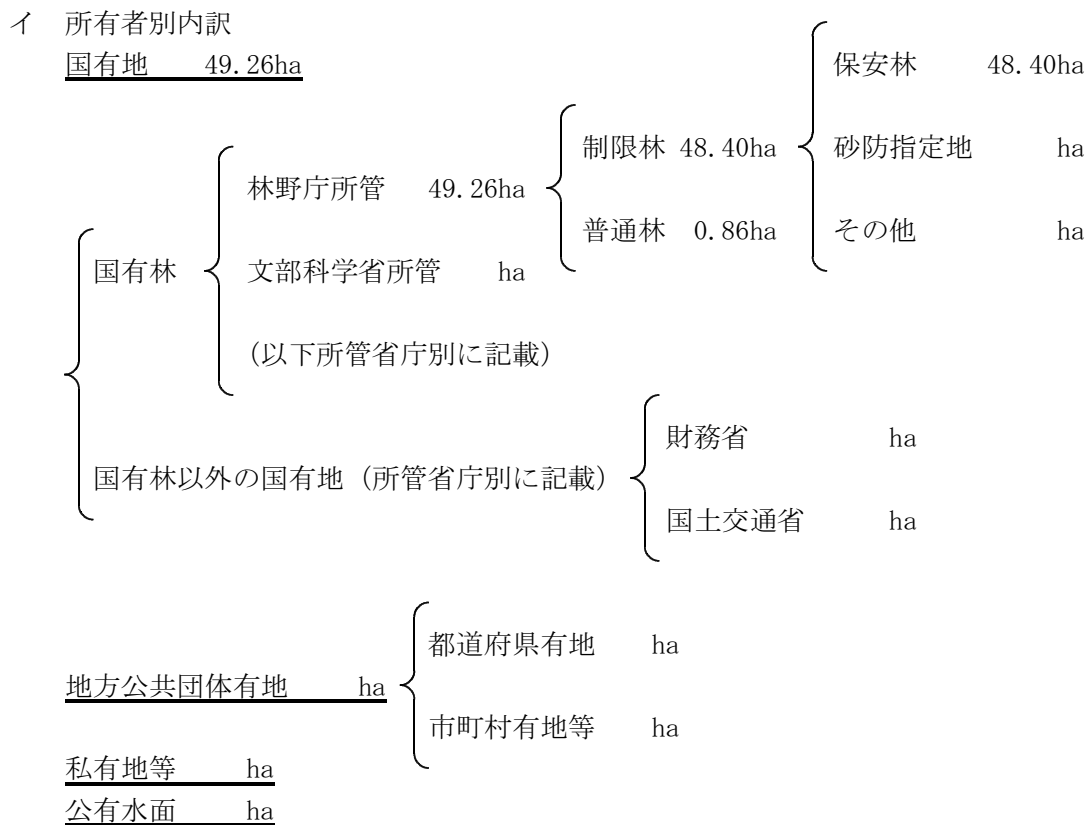
#### ア 形態別内訳

林 野 49ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
自然公園法による地域	20.35	第1種特別地域	20.35
森林法	48.40	水源かん養保安林	48.40

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 道指定鳥獣保護区の位置

千歳市に所在する当該地域は、支笏湖小学校から北東約1km、支笏紋別岳鳥獣保護区の西部に位置しており、全域が国有林となっている。

イ 地形、地質等

千歳市の紋別岳を頂点として北から南東に走る分水嶺から北東の斜面地である。

ウ 植生の概要

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、イタヤカエデ、カンバ類等が生育しており、森林の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、ユキウサギ、エゾリス等、森林性の鳥獣が多数生息するほか、国の天然記念物であるクマガラが生息している。

- (2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

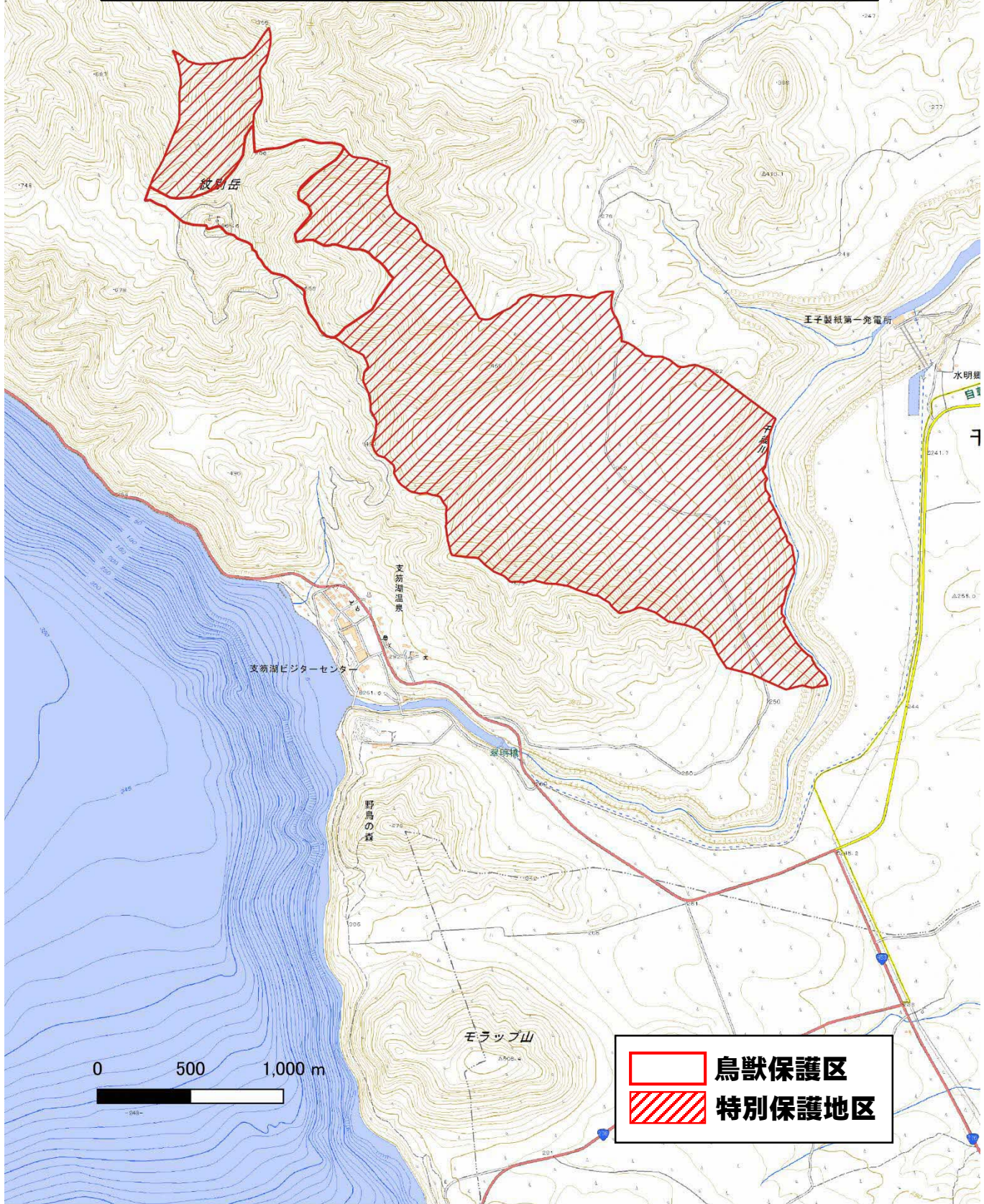
- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 10本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）

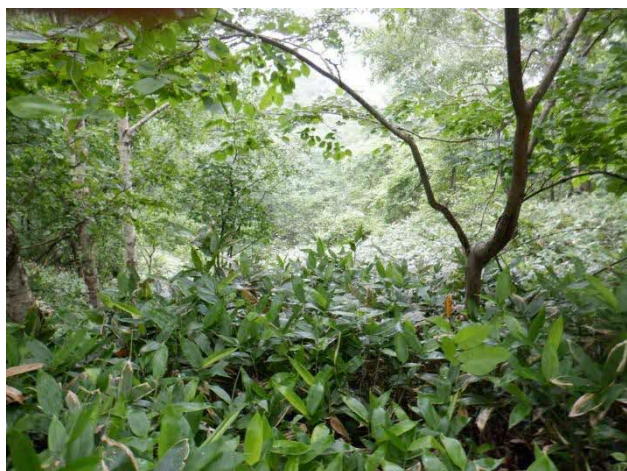


# 支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区位置図





# 支笏紋別岳鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定穂別鳥獣保護区  
特別保護地区  
指定計画書（道案）

令和 4 年（2022年） 7 月 8 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

穂別鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

道指定穂別鳥獣保護区のうち、国有林胆振東部森林管理署2012林班ろ、に、ほ小班の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和4年(2022年)10月1日から令和24年(2042年)9月30日まで(20年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域はJR北海道日高本線むかわ駅から北東約20km、穂別鳥獣保護区の中央部に位置しており、イタヤカエデ、ミズナラ等の広葉樹の天然林が広がり特に良好な林相を成しており、加えてイエナツ沢川とその支流である多くの小沢の流域である。アカショウビン等のカワセミ科、カワガラス等の多様な鳥獣が生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

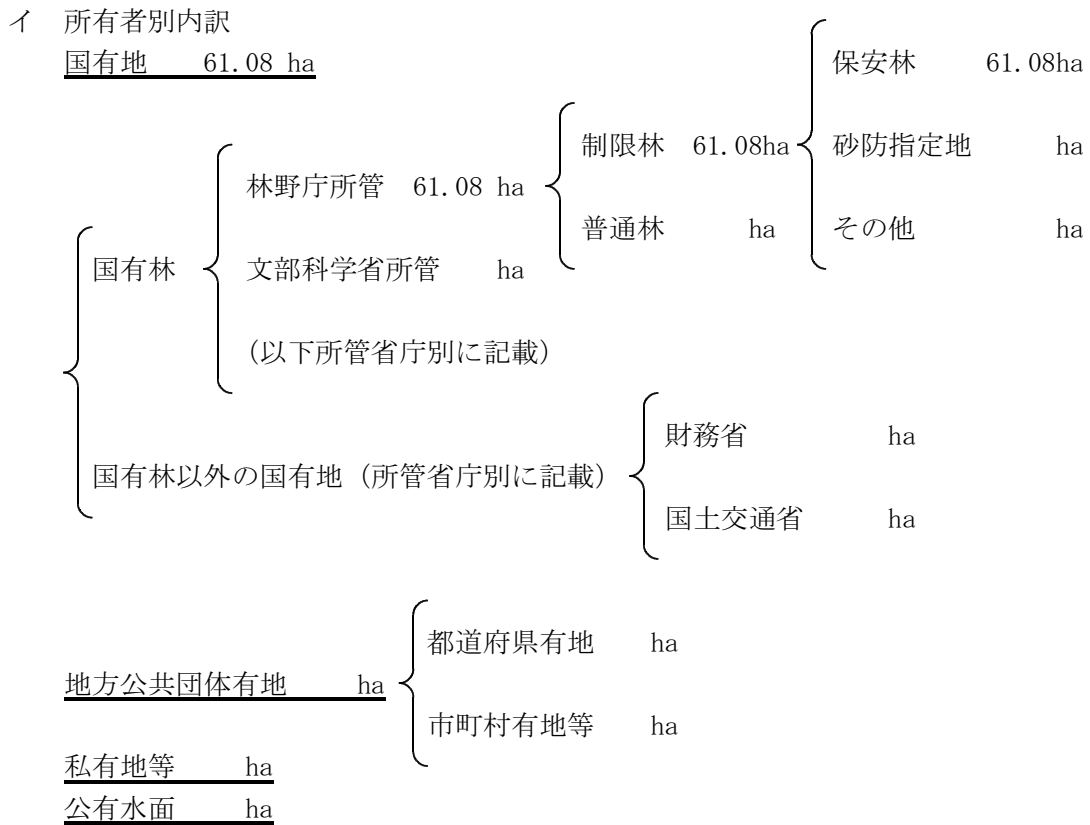
総面積 61ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林野	61.08ha
農耕地	ha
水面	ha
その他	ha





ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法	61.08	土砂流出防備保安林	61.08

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

勇払郡むかわ町に所在する当該地域は、JR北海道日高本線むかわ駅から北東約20km、穂別鳥獣保護区の中央部であり、鶴川と沙流川の間中に位置する国有林である。

イ 地形、地質等

標高200m前後の丘陵地であり、鶴川の支流であるイエナップ沢川が東西に流れている。

ウ 植生の概要

イタヤカエデ、ミズナラ、シナノキ等の広葉樹の天然林が流域沿いに広がり、森林の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な林相と恵まれた流域環境を反映し、オオタカ、クマゲラ、アカショウビン等、森林性の鳥獣が多数生息する。

- (2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

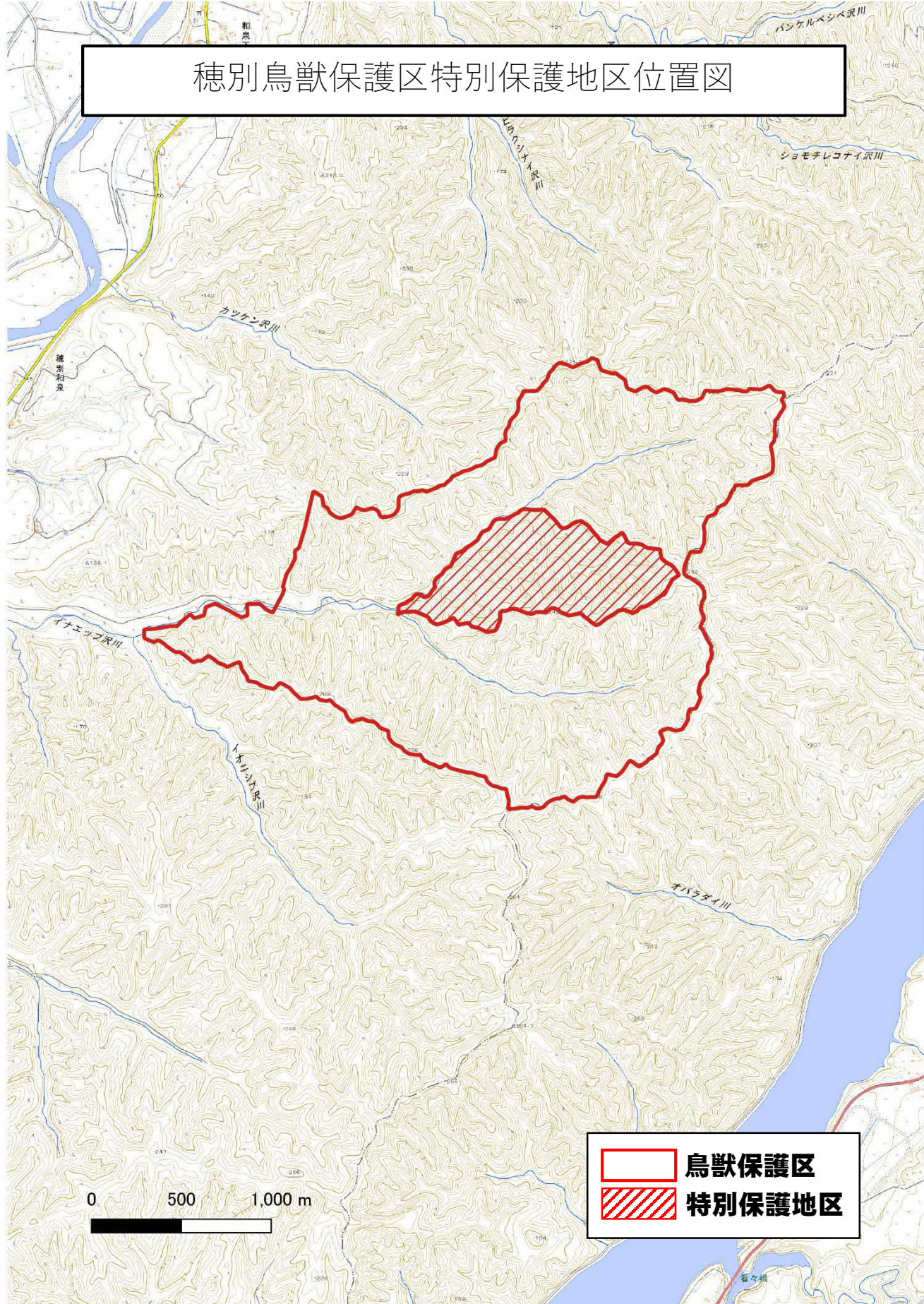
- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 5本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）



# 穂別鳥獣保護区特別保護地区位置図





# 穂別鳥獣保護区 (特別保護地区)

